

高松市・庵治町合併協議会

第2回会議

参考資料

目次

市町村の合併の特例に関する法律の概要について	1
合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について	
1 財産の取扱い（協定項目第5号）について	5
2 地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について	6
3 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）について	8
4 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第8号）について	10
5 地方税の取扱い（協定項目第9号）について	12
6 一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第10号）について	13
7 町名・字名の取扱い（協定項目第11号）について	14
8 慣行の取扱い（協定項目第12号）について	15
9 事務組織及び機構の取扱い（協定項目第13号）について	16
10 建設計画（協定項目第25号）について	17

市町村の合併の特例に関する法律の概要

(昭和40年3月29日法律第6号)

平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて適用

1 **趣 旨** (第1条)

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

2 **合併協議会** (第3条)

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任する。このほか、委員については、請求代表者又は同一請求代表者を加えることができる。

3 **住民発議制度** (第4条、第4条の2)

有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

合併協議会設置協議についての議会審議においては、請求を行った代表者は意見を述べる機会を与えられなければならない。

議会の審議において合併協議会設置協議が否決された場合には、市町村長による請求又はこれがなかった場合における有権者の6分の1以上の署名による請求により、合併協議会設置協議について、選挙人の投票に付するよう請求することができる。住民投票により有効投票総数の過半数の賛成があったときは、議会の議決があったものとみなす。

4 **市町村建設計画** (第5条)

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができる。

なお、住民発議により設置された合併協議会においては、市町村建設計画の作成等の状況を、合併協議会の設置の日から6ヶ月以内に請求代表者に通知するとともに、公表しなければならない。

5 **市となるべき要件の特例** (第5条の2、第5条の3、附則第2条の2)

市制施行のための要件を、人口3万以上とするとともに、連たん要件等

の人口以外の要件を不要とする。

なお、市の全域を含む区域をもって行われる新設合併にあつては、市制施行のための要件をいずれか備えていない場合でも備えているものとみなす。

6 **地域審議会**（第5条の4）

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことができる。

7 **地域自治区の設置手続等の特例**（第5条の6、第5条の7）

合併に際しては、地方自治法の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、期間を限って、1又は2以上の旧市町村単位で、地域自治区を設けることができる。この地域自治区には、市町村の事務を分掌する事務所と地域の意見を取りまとめ行政に反映させる地域協議会を置くものとし、特別職の区長を置くことができる。

8 **合併特例区**（第5条の8～39）

合併関係市町村の協議により、1又は2以上の旧市町村単位で、法人格を有する合併特例区を一定期間（5年以下）設置することができる。合併特例区は、合併関係市町村が処理していた事務であつて一定期間合併特例区で処理することが事務の効率的な処理に資するものなど、規約で定める事務を処理する。また、合併特例区には、特別職である区長、合併特例区協議会を置く。

9 **議会の議員の定数・在任に関する特例**（第6条、第7条）

(1) 新設合併の場合

1) 定数特例を活用する場合（設置選挙を実施）

合併市町村の議員定数の2倍まで定数増（最初の任期）

2) 在任特例を活用する場合

合併前の議員が2年までの期間在任が可能

(2) 編入合併の場合

1) 定数特例を活用する場合（増員選挙を実施）

増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

定数増： $(\text{編入先の旧定数}) \times (\text{被編入の旧人口}) / (\text{編入先の旧人口})$

増員選挙による任期：編入先の市町村の議員の残任期間

2) 在任特例を活用する場合

編入先の議員の任期まで在任が可能

さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

10 **市町村の議会の議員の退職年金に関する特例**（第7条の2）

関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件（在職12年以上）を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなす。

11 **農業委員会の委員の任期等に関する特例**（第8条）

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。

1.2 **職員の身分の取扱い**（第9条）

一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。

1.3 **一部事務組合等に関する特例**（第9条の2～4）

合併関係市町村の一部又は全部が構成団体である一部事務組合等については、すべての合併関係市町村及び他の構成団体との協議により、合併前に規約の変更等を行い、合併日に、合併市町村と他の構成団体で組織する一部事務組合等とすることができる。

一部組合等の構成市町村間の合併で、事実上構成団体の変更がない場合において、市町村の合併後規約が変更されるまでの間（最大6月）、合併市町村及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合等とみなす。

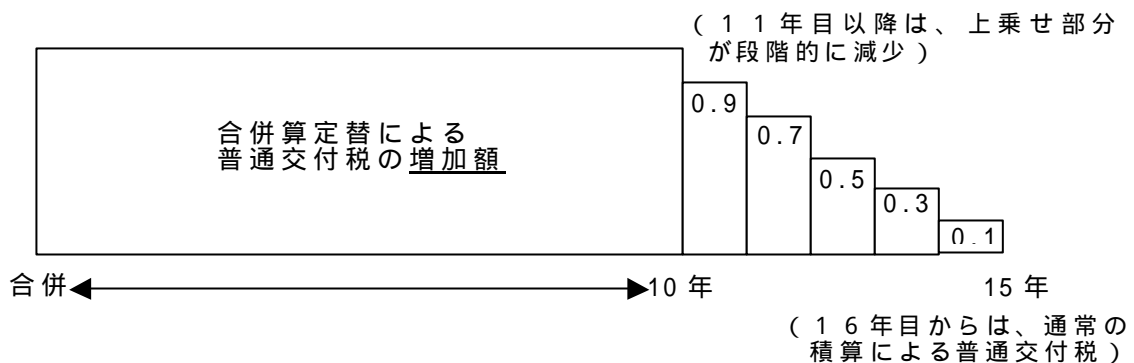
1.4 **地方税に関する特例**（第10条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

合併により新たに人口30万人以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年間を行わないものとする。ただし、合併市の人口が、30万人を合併関係市町村の人口のうち最も多いもので除して得た数値に、合併市町村の人口を乗じて得た人口以上となった場合はこの限りでないものとする。

1.5 **地方交付税の額の算定の特例**（第11条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。



1.6 **地方債の特例等**（第11条の2）

(1) 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。

- 1) 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等

- 2) 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て
- (2) 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。
- 17 **災害復旧事業費の国庫負担等の特例** (第13条)
災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする。
- 18 **流域下水道に関する特例** (第14条)
流域下水道の関係市町村が、合併により一の市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの範囲で当該協議で定める期間に限り、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用する。
- 19 **都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例** (第15条)
一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。
- 20 **国、都道府県等の協力等** (第16条)
(1) 国の役割
1) 都道府県及び市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
2) 合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置
(2) 都道府県の責務
1) 市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
2) 市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整
3) 市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置
- 21 **合併協議会設置の勧告** (第16条の2)
都道府県知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表しなければならない。
- 22 **特別区に関する特例** (第17条)
この法律の規定は、地方交付税の額の算定に関する規定(第11条及び第11条の2第2項)を除き、特別区にも適用される。
- 23 **罰則** (第18条、第19条)
合併協議会の設置の直接請求における署名の収集については、署名に関する自由妨害、署名の偽造、署名数の増減、関係書類の抑留・毀損・奪取、違法な氏名代筆行為、違法な手続による署名収集を行った者に対して罰則が適用され、署名の効力を市町村選挙管理委員会において決定する場合には、出頭・証言の拒否、虚偽の陳述を行った者に対して罰則が適用される

○ 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

財産の取扱い(協定項目第5号)について

現 況	
高 松 市	庵 治 町
1 土地及び建物 (1) 行政財産 土地 7,059,362.79 m ² 建物 1,067,260.20 m ² (2) 普通財産 土地 671,214.10 m ² 建物 46,397.38 m ² 2 有価証券 738,333千円 3 出資による権利 5,034,252千円 4 債権 4,691,242千円 5 基金 19,394,564千円 【平成14年度末現在】	1 土地及び建物 (1) 行政財産 土地 783,557.39 m ² 建物 30,726.51 m ² (2) 普通財産 土地 714,017.78 m ² 建物 0 m ² 2 有価証券 0千円 3 出資による権利 22,761千円 4 債権 0千円 5 基金 2,108,550千円 【平成14年度末現在】
先進地域の事例	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例</div> <p>大船渡市 三陸町の所有するすべての財産は、大船渡市に引き継ぐものとする。ただし、財産に係る権利を有する者がある場合は、合併後もそれを尊重する。ふるさと創生基金の用途については、三陸町の意向を尊重する。</p> <p>つくば市 荖崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の財産(権利及び義務を含む。)は、すべてつくば市に引き継ぐものとする。</p> <p>新居浜市(新潟市、潮来市、福山市、廿日市市、呉市、野田市の6市も同様) 別子山村の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。</p> <p>新発田市 豊浦町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて合併後の新発田市(以下「新市」という。)に引き継ぐ。 なお、本田財産区の財産は、本田財産区財産として新市に引き継ぎ、また、大字本田の財産管理は従来の慣行によるものとする。</p>	
概 要	
庵治町が持っていた財産(土地、建物、債権、債務など)は、すべて編入する高松市が引き継ぐこととし、公の施設についても、高松市の公の施設として設置していくというのが原則的な考え方である。ただし、その財産を高松市に引き継ぐことが適当でない特別の事情がある場合は、協議により、地方自治法第294条に基づく「財産区」を設置することもできる。 財産の処分を必要とするときは、両市町で協議してこれを定めるが、この協議については、議会の議決を経なければならない。	

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について

現 況	
高 松 市	庵 治 町
先進地域の事例	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、地域審議会を設置した市 2市 </div> <p>大船渡市</p> <p>1 名 称 大船渡市三陸地域審議会</p> <p>2 委員数等 15人(公共的団体の役職員5人、学識経験者7人<うち、合併前の町の議会議員4人>、公募3人)</p> <p>3 任 期 2年</p> <p>4 設置期間 平成13年11月15日(合併の日)～平成24年3月31日</p> <p>新居浜市</p> <p>1 名 称 新居浜市別子山地域審議会</p> <p>2 委員数等 7人(公共的団体の役職員1人、学識経験者3人<うち、合併前の村の議会議員1人>、公募3人<うち、合併前の村の議会議員1人>)</p> <p>3 任 期 2年</p> <p>4 設置期間 平成15年4月1日(合併の日)～平成25年3月31日</p>	

地域審議会について【参考】

地域審議会とは、合併に伴う行政区域の拡大等により、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるのではないかと懸念があること等を踏まえ、平成11年の合併特例法改正により制度化されたものである。

地域審議会は、合併関係市町村の協議に基づき、次により設置することができる。

- (1) 期間 期限を定めて設置しなければならない。(市町村建設計画の期間も考慮して定める必要がある。)
- (2) 区域 旧市町村の区域を単位とする。
- (3) 任務、役割 当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について合併市町村の長に意見を述べることとされている。
具体的な役割は、地域の実情に応じて判断されるべきものであるが、一般的には、次のようなものが考えられる。
 - ・ 合併市町村の長の諮問に応じて審議する。(市町村建設計画の変更・執行状況、基本構想・各種計画の策定・変更等)
 - ・ 合併市町村の長に、必要と認める事項について意見を述べる。(公共的施設の設置・管理運営、福祉・消防等の施策の実施状況等)
- (4) 組織、運営 合併関係市町村の議会の議決を経て、合併関係市町村の協議により定めることとされている。なお、協議が成立したときは、直ちにその内容を告示しなければならない。
- (5) その他 地域審議会を設置した場合、合併後に市町村建設計画を変更しようとするときは、あらかじめ当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)

(市町村建設計画の作成及び変更)

第5条1項～第8項 省略

第5条第9項 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

第5条第10項 省略

(地域審議会)

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

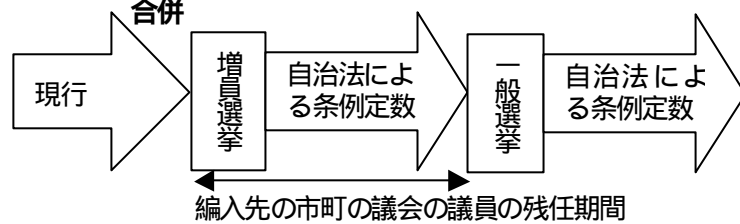
議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号)について

現 況	
高 松 市	庵 治 町
1 定数等 40人(条例) 現員数40人	1 定数等 12人(条例) 現員数 12人
2 任期 平成15年5月2日~平成19年5月1日	2 任期 平成15年4月30日~平成19年4月29日
3 報酬月額 議長 727,000円 副議長 647,000円 議員 608,000円	3 報酬月額 議長 297,000円 副議長 261,000円 議員 240,000円
先進地域の事例	
平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち	
定数特例を1回採用した市 1市 / 定数特例を2回採用した市 1市 / 在任特例を採用した市 7市 / 定数特例及び在任特例を採用した市 1市	
呉市【定数特例+定数特例】	
1 合併の期日	平成15年4月1日
2 合併前の呉市の議員定数等	34人(任期 ~平成15年4月30日)
3 合併前の町の議員定数等	10人(任期 ~平成15年4月29日)
4 定数特例による増員数	1人
5 定数特例を採用する期間	呉市議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期に相当する期間 (平成15年4月1日~平成19年4月30日)
新潟市【在任特例】	
1 合併の期日	平成13年1月1日
2 合併前の新潟市の議員任期	~平成15年5月 1日(定数48人)
3 合併前の町の議員任期	~平成15年4月30日(定数22人)
4 在任特例を採用する期間	新潟市議会議員の残任期間(平成13年1月1日~平成15年5月1日)
新居浜市【在任特例+定数特例】	
1 合併の期日	平成15年4月1日
2 合併前の新居浜市議会議員の定数等	34人(任期 ~平成15年5月1日)
3 合併前の村の議員の定数等	8人(任期 ~平成15年4月29日)
4 定数特例による増員数	1人
5 在任特例を採用する期間	新居浜市議会議員の残任期間(平成15年4月1日~平成15年5月1日)
6 定数特例を採用する期間	合併後最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期に相当する期間 (平成15年5月2日~平成19年4月30日)

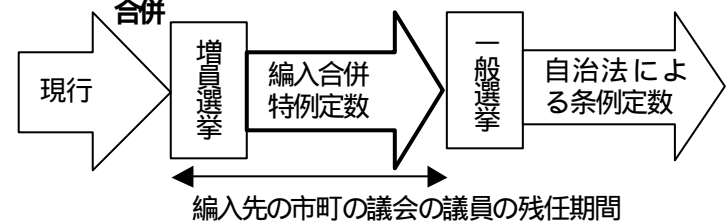
編入合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについて【参考】

地方自治法による原則		編入する市町の議員の身分には変動がなく、編入される市町の議員は、その身分を失う。ただし、合併後の議員定数が増加する場合は、増員選挙()を行う。 【パターン 〇】	
合併特例法による特例	定数特例	編入される市町ごとに選挙区を設けて増員選挙()を行う。 増加定数 = 編入する市町の条例定数 × (編入される市町の人口 ÷ 編入する市町の人口) 編入をする市町村の議員の身分に変動はない。 【パターン 〇】	合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用した場合は、合併後、最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期相当期間についても、編入合併特例定数を適用し、編入される合併関係市町の区域ごとに選挙区を設け、一般選挙を行うことができる。 【パターン 〇】
	在任特例	編入される市町の議員が、編入する市町の議員の残任期間に合わせて、引き続き在任する。 【パターン 〇】	

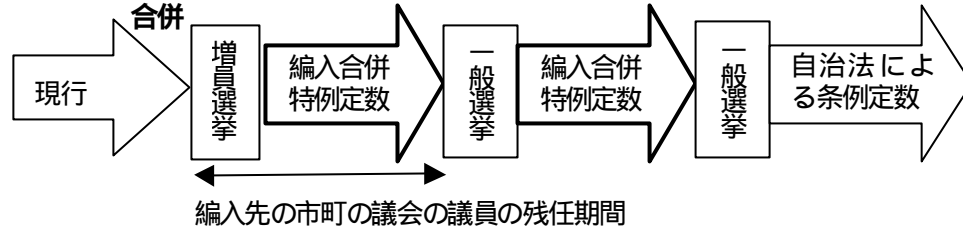
【パターン 〇】 / 原則



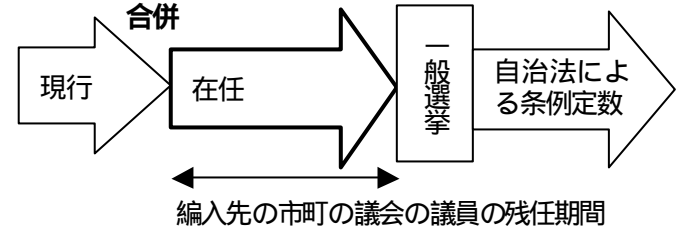
【パターン 〇】 / 定数特例



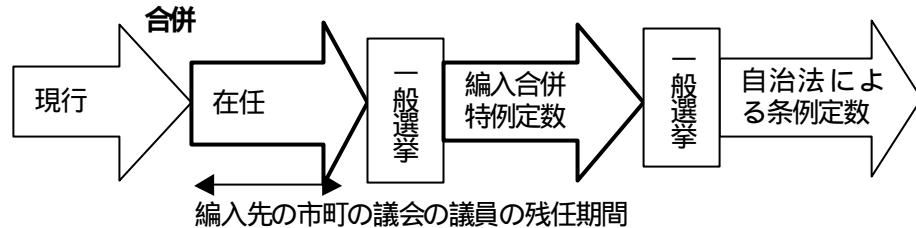
【パターン 〇】 / 定数特例+定数特例



【パターン 〇】 / 在任特例



【パターン 〇】 / 在任特例+定数特例



「増員選挙」は、公職選挙法第111条第3項の規定による定数増加の通知を受領した日から50日以内に行う。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目第8号)について

		現 況					
		高 松 市		庵 治 町			
1	定数等	定数 47人	現員数 47人	1	定数等	定数 18人	現員数 18人
2	任期	平成14年7月20日~平成17年7月19日		2	任期	平成14年7月20日~平成17年7月19日	
3	報酬月額	会長	59,900円(年額:718,800円)	3	報酬年額	会長	年額 245,000円
		会長代理	46,900円(年額:562,800円)			会長代理	年額 205,000円
		委員(部会長)	46,900円(年額:562,800円)			委員(一般)	年額 190,000円
		委員(一般)	41,700円(年額:500,400円)				
4	委員構成	選挙による委員	40人	4	委員構成	選挙による委員	15人
		法12条1号委員	2人			法12条第1号委員	0人
		法12条2号委員	5人			法12条第2号委員	3人
先進地域の事例							
平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、旧市町ごとに農業委員会を設置した市 1市 / 編入する市の農業委員会に統合した市 9市							
編入する市の農業委員会に統合した9市のうち、旧町村の選挙による委員を全員在任させた市 6市 / 人数に制限を設けて在任させた市 3市							
新潟市							
合併後、新潟市に置かれる農業委員会は、合併の期日における黒埼町の農業委員の任期の間は、現在、両市町に設置されている農業委員会の区域ごとに現行のまま設置する。							
その後の取扱いについては、一体性確保の観点から、合併後の新潟市の全域を区域とする農業委員会に統合する。							
福山市							
内海町の農業委員で選挙による委員である者は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、福山市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。							
呉市							
1 下蒲刈町農業委員会は、呉市農業委員会に統合する。							
2 合併特例法第8条第1項第2号の規定により、下蒲刈町農業委員会の選挙による委員(注 10人)のうち4人に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間、引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任する。							

編入合併における農業委員会の委員の定数及び任期について【参考】

区 分		原 則	特例措置		
			内 容	根拠法令	
統 合	合併市町村の区域に一つの農業委員会を置く場合	在任	編入される合併関係市町村の委員はすべて失職し、編入する合併市町村の委員は在任する。	編入される合併関係市町村の選挙による委員のうち、協議により40人以内の範囲で定める数の者に限り、在任が可能	合併特例法第8条第1項、第2項
		任期		編入する合併市町村の選挙による委員の在任期間	
旧市町単位で設置	合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域として2以上の農業委員会を設置する場合	在任		従前の農業委員会が、そのまま存続する。 従前の農業委員会の委員が、引き続き、存続する農業委員会の委員となる。	農業委員会法第34条第1項、第2項
		任期		従前の任期の残任期間	
新たに2以上の区域を設置	合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域としない2以上の農業委員会を設置する場合	在任		合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併関係市町村の協議により、10人以上80人以内の範囲で定める数の者に限り、在任可能	合併特例法第8条第3項
		任期		合併関係市町村の協議により、合併後1年を超えない範囲内で定める期間	

注) 1 合併市町村に2以上の農業委員会を置くことができる要件としては、合併市町村の区域が24,000haを超える合併市町村、又は合併市町村の区域内の農地面積が7,000haを超える合併市町村とされ、例外的措置と考えられている。

【両市町の現況】

	高松市	庵治町	計
市町の面積(H15.4.1現在)	19,434ha	1,583ha	21,017ha
農地面積(農地基本台帳の面積)	6,226ha	228ha	6,454ha

地方税の取扱い(協定項目第9号)について

		現 況	
高 松 市		庵 治 町	
1	住民税(個人市民税)	両市町共に同一の税率	1 住民税(個人町民税) 両市町共に同一の税率
2	住民税(法人市民税)	税率 法人税額の14.7%(制限税率)	2 住民税(法人町民税) 税率 法人税額の12.3%(標準税率)
3	固定資産税	両市町共に同一の税率	3 固定資産税 両市町共に同一の税率
4	軽自動車税	制限税率(50cc以下の原付、ミニカーを除く)	4 軽自動車税 標準税率
5	たばこ税	両市町共に同一の税率	5 たばこ税 両市町共に同一の税率
6	特別土地保有税	両市町共に同一の税率	6 特別土地保有税 両市町共に同一の税率
7	入湯税	入湯客1人1日につき150円	7 入湯税 入湯客1人1日につき100円
8	事業所税	あり	8 事業所税 なし
	国民健康保険料・税	料として徴収	国民健康保険料・税 税として徴収
先進地域の事例			
平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、不均一課税を行った市 8市			
不均一課税を行った8市の当該措置期間 合併年度のみ 2市 / 合併年度+3年度 4市 / 合併年度+5年度 1市 / その他 1市			
<p>新潟市 地方税は、新潟市の制度に統一する。 ただし、住民税の個人均等割、都市計画税及び事業所税については、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税を実施する。 入湯税に関しては、福祉向上を図るために設置された「黒埼荘」での入湯については課税免除とする。</p> <p>呉市 地方税は、呉市の制度に統一する。 ただし、両市町で税率の異なるものについては、合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。</p> <p>福山市 地方税は、福山市の制度に統一する。 ただし、個人市民税及び法人市民税については、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税を実施する。 事業所税については、福山市は現行のとおりとし、内海町では合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。 特別土地保有税については、課税対象を内海町では、合併年度とこれに続く3年度は現行のとおりとする。</p>			
<p>【合併特例法における地方税に関する特例/参考】 合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関して著しい不均衡があるため、合併市町村の全域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合、又は市町村の合併によって承継した財産若しくは負債の額について合併関係市町村の相互の間に著しい差異があるため、合併市町村の全域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合には、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。</p>			



一般職の職員の身分の取扱い(協定項目第10号)について

現 況																									
高 松 市	庵 治 町																								
<p>1 職員数 3,177人(H16.4.1現在)</p> <p>2 職層別人数・比率</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 部長級</td> <td>21人(0.7%)</td> </tr> <tr> <td>(2) 部次長級</td> <td>43人(1.3%)</td> </tr> <tr> <td>(3) 課長級</td> <td>125人(3.9%)</td> </tr> <tr> <td>(4) 課長補佐級</td> <td>222人(7.0%)</td> </tr> <tr> <td>(5) 係長級</td> <td>775人(24.4%)</td> </tr> <tr> <td>(6) 一般職・教員等</td> <td>1,991人(62.7%)</td> </tr> </table> <p>上記2の人数・比率は県派遣職員等を除いた数値</p>	(1) 部長級	21人(0.7%)	(2) 部次長級	43人(1.3%)	(3) 課長級	125人(3.9%)	(4) 課長補佐級	222人(7.0%)	(5) 係長級	775人(24.4%)	(6) 一般職・教員等	1,991人(62.7%)	<p>1 職員数 79人(H16.4.1現在)</p> <p>2 職層別人数・比率</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 部長級</td> <td>0人(0.0%)</td> </tr> <tr> <td>(2) 部次長級(参事)</td> <td>0人(0.0%)</td> </tr> <tr> <td>(3) 課長級</td> <td>10人(12.7%)</td> </tr> <tr> <td>(4) 課長補佐級</td> <td>10人(12.7%)</td> </tr> <tr> <td>(5) 係長級</td> <td>31人(39.2%)</td> </tr> <tr> <td>(6) 一般職</td> <td>28人(35.4%)</td> </tr> </table>	(1) 部長級	0人(0.0%)	(2) 部次長級(参事)	0人(0.0%)	(3) 課長級	10人(12.7%)	(4) 課長補佐級	10人(12.7%)	(5) 係長級	31人(39.2%)	(6) 一般職	28人(35.4%)
(1) 部長級	21人(0.7%)																								
(2) 部次長級	43人(1.3%)																								
(3) 課長級	125人(3.9%)																								
(4) 課長補佐級	222人(7.0%)																								
(5) 係長級	775人(24.4%)																								
(6) 一般職・教員等	1,991人(62.7%)																								
(1) 部長級	0人(0.0%)																								
(2) 部次長級(参事)	0人(0.0%)																								
(3) 課長級	10人(12.7%)																								
(4) 課長補佐級	10人(12.7%)																								
(5) 係長級	31人(39.2%)																								
(6) 一般職	28人(35.4%)																								
先進地域の事例																									
<p>新潟市 黒埼町の定数内の職員は、すべて新潟市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新潟市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。</p> <p>福山市 内海町の定数内の職員は、すべて現員現給で福山市の職員として引き継ぐものとする。 その取扱いについての細目は、福山市及び内海町の長が別に協議して定めるものとする。</p> <p>新居浜市 別子山村の一般職の職員は、すべて新居浜市の一般職の職員として引き継ぐものとする。 別子山村の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱いについては、新居浜市の職員と均衡を失ないように公正に取り扱うものとする。</p>																									

町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について

現		況	
高松市		庵治町	
1 町数	203	1 町数	1(庵治)
2 大字数	0	2 大字数	0
3 字数	0	3 字数	0
先進地域の事例			
<p>新潟市 黒埼町の町字名については、黒埼町の意向を尊重する。 ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにする。</p> <p>大船渡市 三陸町の区域の大字は、「三陸町綾里」、「三陸町越喜来」、「三陸町吉浜」とし、「大字」は表示しないこととする。 字は、現行のとおりとする。</p> <p>新居浜市 町・字の名称については、別子山村においては、宇摩郡別子山村を新居浜市別子山に置き換える。</p>			

慣行の取扱い(協定項目第12号)について

現		況	
高松市		庵治町	
1 市章		1 町章	
2 都市宣言	世界連邦都市宣言、交通安全都市宣言、環境美化都市宣言、非核平和都市宣言、人権尊重都市宣言、男女共同参画都市宣言	2 都市宣言	非核平和宣言、暴力団排除宣言、人権尊重の町宣言
3 市民憲章	高松市民のねがい	3 町民憲章	なし
4 市の木	黒松	4 町の木	くすのき
5 市の花	つつじ	5 町の花	あじさい
上記は慣行の例示である。		上記は慣行の例示である。	
先進地域の事例			
平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、			
何らかの特例措置を設けている市 6市 / 特例を設けていない市 2市 / 合併協定書に記載のない市 2市			
新潟市			
1 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町民憲章については、黒埼地区の憲章として継承していく。			
2 市民歌は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の町民歌については、黒埼地区の愛唱歌として伝承していく。			
3 市の木、市の花は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の木については、黒埼地区の推奨の木として伝承していく。			
4 消防出初式は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼地区の出初式も別々に実施する。			
5 成人式は、新潟市の制度に統一する。			
新居浜市			
1 市章	新居浜市の市章を用いるものとする。		
2 名誉市民制度等	名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一する。		
3 市民憲章等	新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。		
4 市の歌	新居浜市の歌を用いるものとする。		
5 市花・市樹	新居浜市の市花・市樹を用いるものとする。		

事務組織及び機構の取扱い(協定項目第13号)について

現 況			
高 松 市		庵 治 町	
1 部局等の数	部局14(部長級職員を配置している外局を含む。) 課 85(課内室10を除く。)	1 部局等の数	部局0 課 8
2 支所・出張所の数	支所1、出張所21	2 支所・出張所の数	支所0、出張所0
3 行政機構図	別紙のとおり	3 行政機構図	別紙のとおり
先進地域の事例			
平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、旧町村役場を支所として存続させている市 10市			
<p>新潟市 黒埼町役場は、地区事務所とする。 ただし、 当分の間、 地方自治法上の支所とする。 支所の組織については、 住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、 段階的に再編、 見直しを図る。 住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。</p> <p>福山市 執行機関の組織については、 住民サービスの低下を来さないよう適切に措置するものとする。 内海町の区域を所管区域とする支所を設置するものとする。(内海町の)内浦支所のあり方については、 今後、 事務レベルで協議する。</p> <p>廿日市市 1 合併後の組織機構は、 次の方針により整備する。 ・住民サービスの低下を招かない組織機構 ・地域の課題へ迅速かつ的確に対応できる組織機構 ・市民が利用しやすく、 わかりやすい組織機構 ・簡素で効率的な組織機構 ・指揮命令系統が明確な組織機構 ・新たな行政需用(課題)に対応できる組織機構 ・地方分権へ柔軟に対応できる組織機構 ・合併建設計画を円滑に推進できる組織機構 2 現在の佐伯町役場及び吉和村役場は、 支所とする。その組織は、 合併後の事務を円滑に執行するため、 現行の組織を基本とし、 管理部門等の統合など、 段階的な再編、 見直しを行う。 3 本庁で一括処理することが適している事務は、 本庁で処理するものとし、 必要な体制の整備を図る。</p> <p>新居浜市 現在の別子山村役場は、 当面、 支所として存続させるものとする。支所の組織については、 住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮し、 段階的に再編、 見直しを行うものとする。</p>			

建設計画（協定項目第25号）について

先進地域の事例

計画策定の基本方針

	新潟市（編入合併）	福山市（編入合併）
計画の趣旨	黒埼町総合計画を継承するとともに、新潟市総合計画を踏まえて、総合的なまちづくり計画を策定し、これを実現することにより両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域発展を図る、基本方針となり、具体的な施策の方向を示すもの。	内海町の総合計画を踏まえて、内海町地域の「まちづくりの基本方針」を定めるとともに、総合的な「まちづくり計画」を策定することにより、両市町の速やかな一体性を促進し、住民福祉の向上と地域発展に資する具体的な施策の方向を示すもの。
計画の構成	1 計画の概要 趣旨、構成、期間 2 合併の必要性と効果 3 まちづくりの基本方針 4 まちづくり計画 5 概算事業費 6 財政計画	1 序論 合併の必要性、策定方針 2 市町の概況 地勢、人口、世帯 3 まちづくりの基本方針 4 まちづくり計画 5 財政計画
計画の期間	平成13年度～平成22年度	平成15年度～平成24年度
計画の区域	黒埼町地域	内海町地域

概 要

建設計画は、住民が合併の適否を判断する材料となるばかりでなく、合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものです。さまざまな財政支援もこの建設計画を基礎として講じられます。

建設計画の概要について【参考】

1 建設計画の意義

建設計画は、合併協議会が作成されるものであり、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを与え、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものである。

また、建設計画を基礎として、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）に基づく財政措置が講じられることとなっており、策定に当たっては、合併特例法第5条第2項の規定により、次の点に配慮することとされている。

合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進すること

単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とし、また、計画の内容が、実現困難なものとならないよう、真に合併市町村の建設に資する事業を選択し、合理的で健全な行財政に裏付けられた着実な計画とすること。

合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ること

合併市町村における旧市町村意識を早期に解消し、新市町村の建設を進めるための推進基盤を確立するとともに、その計画の実施を通じて、地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高め、併せて組織及び運営の合理化を図る必要があること。

合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮すること

合併により、いわゆる周辺地域となるおそれのある地域については、特に重点的に振興整備等の方策が計画に明確に位置付けられるべきであること。

2 建設計画に盛り込むべき事項

建設計画の具体的な内容は、あくまでも合併協議会において合併関係市町村の自主的な判断により決定されるものであるが、合併特例法第5条第1項では、建設計画に盛り込むべき事項として、次の事項が例示されている。

(1) 合併市町村の建設の基本方針（合併特例法第5条第1項第1号）

新設合併の場合には、当該合併市町村が将来進むべき方向及び行財政運営の基本事項等について定めるべきであり、編入合併の場合には、少なくとも編入される区域について、当該区域が合併後において果たす役割及び合併市町村における位置付けについて定める必要がある。

(2) 合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項（合併特例法第5条第1項第2号）

上記(1)を実現するための事業について、その大綱を定めるものである。「根幹となる事業」は、合併市町村が実施する事業はもとより、都道府県が実施する事業についても、市町村または都道府県の判断により、適宜、必要な事業を位置付けることとなる。

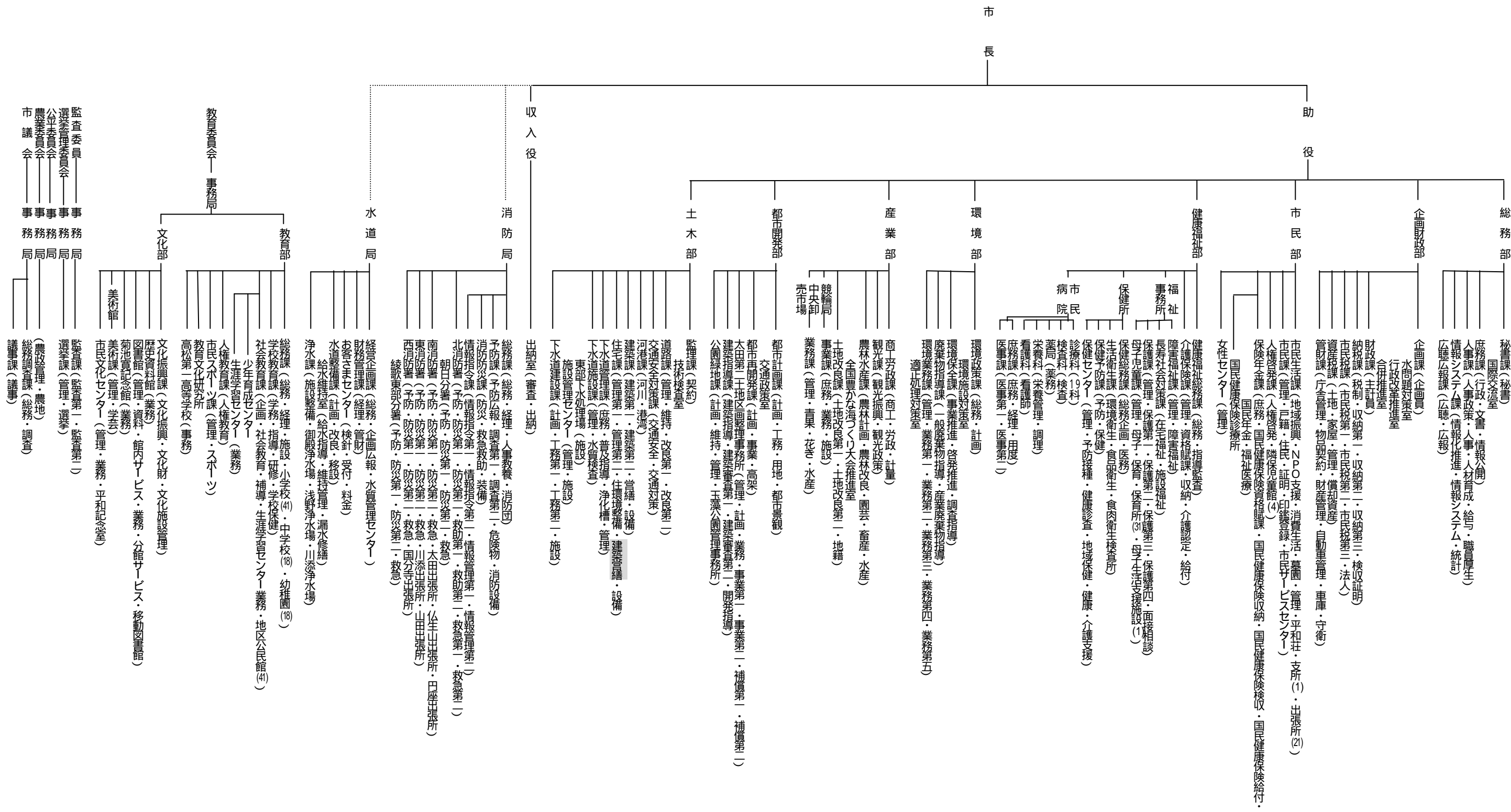
また、合併市町村あるいは都道府県が実施する事業のうち、建設計画に基づき実施される事業についてのみ合併特例法による財政措置が講じられることから、合併特例債や合併市町村補助金などの活用を予定している事業は、できるだけ明確に位置付けておく必要がある。

(3) 公共的施設の統合整備に関する事項（合併特例法第5条第1項第3号）

支所・出張所の統廃合、小中学校の統合など、合併市町村の公共的施設の統合整備について定めるもの。

(4) 合併市町村の財政計画

一般的に、合併後、おおむね5～10年間程度の期間について定めることが適当とされているが、計画策定に当たっては、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないように留意する必要がある。



別紙【菴治町行政機構図 (H16.4.1現在)】

